

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象 経費区分	財産処分 の制限	補助金交付申請の制限 (補助金の交付を受けた日の属する 年度の翌年度の 4 月 1 日から起算した期間)	
区分	期間	経費	期間
建物建設費 (新築)	24 年間	建物建設費 (新築)	24 年間
		建物建設費 (同一の建物の増改築に係るもの)	10 年間
		建物取得費	24 年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10 年間
		用地取得費	24 年間
建物建設費 (増改築)	24 年間	建物建設費 (当該増改築部分に係るもの)	24 年間
		建物建設費 (同一建物の当該増改築以外のもの)	10 年間
		建物取得費	24 年間
		建物修繕費 (当該増改築部分に係るもの)	10 年間
		用地取得費	24 年間
建物取得費	24 年間	建物建設費 (新築に係るもの)	24 年間
		建物建設費 (同一建物の増改築に係るもの)	10 年間
		建物取得費	24 年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10 年間
		用地取得費	24 年間
建物修繕費	10 年間	建物建設費	10 年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10 年間
用地取得費	24 年間	建物建設費	24 年間
		建物取得費	24 年間
		用地取得費	24 年間